

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
—「院内トリアージ実施料の算定」—

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和5年4月7日付けでご連絡しております。

「院内トリアージ実施料（特例）300点」の算定について、9月1日以降算定可能な医療機関は、大阪府から「A型」の指定を受けている医療機関のみとなります。

「準A型」および「B型」の指定医療機関で、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合は、「特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）147点」を算定することになります。

「院内トリアージ実施料（特例）300点」または「特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）147点」については、現時点で算定期限は設けられておりません。

外来対応医療機関の指定等については、大阪府のホームページ（下記参照）をご参照ください。指定申請は9月以降も可能ですが、遡及指定はできません。

なお、「外来感染対策向上加算 6点」の算定につきましても、「A型」の指定を受けている医療機関のみが算定できることとなりますので、ご注意ください。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇外来対応医療機関の指定等について【医療機関向け】URL →
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/gairaitaiouiryokikan.html>



（参考）大阪府発出ハガキ（令和5年8月10日、府内の内科を標榜する医療機関のうち、外来対応医療機関未指定医療機関（1951施設）あて発出）

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001
地域医療1課 電話 06-6763-7012